

「教育データの利活用に係る留意事項（第3版）（案）」に関する意見募集の実施について

令和7年2月25日
文部科学省
総合教育政策局教育DX推進室

文部科学省では、教育委員会・学校において教育データの利活用が進む中で、教育データを利活用するに当たっての安全・安心を確保するために、令和6年3月に「教育データの利活用に係る留意事項（第2版）」を公表しました。

この度、教育委員会・学校における更なる利用に資するよう、具体的な事例に則して留意点を示した「事例編」への事例追加や、国立・私立学校が留意すべき個人情報保護法の規律（早見表）の追加、令和6年12月に公表した「『教育データの利活用に係る留意事項』に関する自己点検及び実態把握調査」の結果を踏まえた修正等を行った「教育データの利活用に係る留意事項（第3版）（案）」をとりまとめましたので、本件に関し、意見募集を実施いたします。御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

別添参照

【2. 提出期限】

令和7年3月11日（火曜日） 必着

【3. 意見の提出方法】

御意見には理由を付して、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付はできかねますので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見入力」より提出を行ってください。

（2）郵送・電子メールにて意見を提出する場合

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局教育DX推進室 宛

電子メールアドレス：kyoukudx@mext.go.jp

(判別のため、件名は【教育データの利活用に係る留意事項(第3版)(案)への意見】としてください。なお、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。御意見は、必ずメール本文に御記入ください。)

【4. 意見提出様式】

「教育データの利活用に係る留意事項(第3版)(案)への意見」

- ・氏名
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別葉としてください。(1枚1意見、1メール1意見としてください。)

【5. 備考】

- ・御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ・御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがございます。
- ・氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(文部科学省総合教育政策局教育DX推進室)